

丸亀市市営住宅設置及び管理条例

(平成 17 年 3 月 22 日条例第 164 号)

改正 平成 19 年 12 月 21 日条例第 43 号 平成 22 年 9 月 17 日条例第 20 号
平成 22 年 12 月 20 日条例第 28 号 平成 24 年 3 月 23 日条例第 13 号
平成 25 年 12 月 20 日条例第 43 号 平成 26 年 9 月 26 日条例第 26 号

丸亀市市営住宅設置及び管理条例

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条―第 3 条の 2)
 - 第 2 章 市営住宅の管理(第 4 条―第 41 条)
 - 第 3 章 駐車場の管理(第 42 条―第 52 条)
 - 第 4 章 補則(第 53 条―第 56 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号。以下「法」という。)、住宅地区改良法(昭和 35 年法律第 84 号)及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成 5 年法律第 52 号。以下「特賃法」という。)等に基づく市営住宅及び共同施設の設置及び管理について、法及び地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)並びにこれらに基づく命令の定めるところによるほか、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市営住宅 市が建設又は買取りを行い、低額所得者及び中堅所得者等の居住の用に供するための住宅及びその附帯施設をいう。
- (2) 公営住宅 法に基づき、国の補助を受けて建設した市営住宅をいう。
- (3) 改良住宅 住宅地区改良法又は小集落地区等改良事業制度要綱(昭和 57 年 4 月 5 日建設事務次官通達)に基づき、国の補助を受けて建設した市営住宅をいう。
- (4) 特定公共賃貸住宅 特賃法第 18 条の規定に基づき建設し、管理する市営住宅をいう。
- (5) その他の市営住宅 前 3 号に掲げるもの以外の市営住宅をいう。

(6) 共同施設 法第 2 条第 9 号及び公営住宅法施行規則(昭和 26 年建設省令第 19 号)第 1 条に規定する施設並びにこれらに準ずる施設をいう。

(7) 収入 公営住宅法施行令(昭和 26 年政令第 240 号。以下「令」という。)第 1 条第 3 号に規定する収入、住宅地区改良法第 29 条第 1 項及び第 2 項に規定する収入又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成 5 年建設省令第 16 号。以下「特賃法施行規則」という。)第 1 条第 3 号に規定する所得をいう。

(8) 市営住宅建替事業 市が施行する法第 2 条第 15 号に規定する公営住宅建替事業をいう。

(設置)

第 3 条 市営住宅の名称、位置及び構造は、別表のとおりとする。

(市営住宅の整備基準)

第 3 条の 2 法第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定による市営住宅及び共同施設の整備基準は、規則で定めるところによる。

第 2 章 市営住宅の管理

(入居者の公募の方法)

第 4 条 市長は、入居者の公募を次に掲げる方法のうち 2 以上の方法によって行うものとする。

- (1) 市の広報紙
- (2) 市のホームページ
- (3) 市の庁舎その他市内の適当な場所における掲示
- (4) 新聞又はラジオ若しくはテレビジョン放送による広報

2 前項の公募に当たっては、市長は、市営住宅の供給場所、戸数、規格、家賃、入居者資格、申込方法、選考・選定方法の概略、入居時期その他必要な事項を公示する。

(公募の例外)

第 5 条 市長は、次に掲げる事由に係る者を公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。

- (1) 災害による住宅の滅失
- (2) 不良住宅の撤去
- (3) 市営住宅の建替えによる市営住宅の除却

- (4) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業又は都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却
- (5) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条(第138条第1項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法(昭和36年法律第150号)第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却
- (6) 現に市営住宅に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の人数に増減があったこと、又は既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことにより、市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。
- (7) 市営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。
(入居者の資格)

第6条 市営住宅(改良住宅及び特定公共賃貸住宅を除く。)に入居することができる者は、次の各号(次項に規定する高齢者、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者にあつては、第2号を除く。)に掲げる条件を具備する者とする。

- (1) 市内に住居を必要とする者であること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第14条及び第41条第1項第5号において同じ。)があること。
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) 市町村税及び市営住宅家賃を滞納していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でない者であること。(第2号に規定する親族が該当する場合を含む。)
- (6) 入居申請時、収入がア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに定める金額以下であること。

ア 入居者及び同居者のいずれもが60歳以上である場合又は第4項各号のいずれかに該当する場合 214,000円

イ アに掲げる場合以外の場合 158,000円

- 2 高齢者、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者(第9条第2項において「高齢者等」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。
- (1) 60歳以上の者
 - (2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次のいずれかであるもの
 - ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
 - イ 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度
 - ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度
 - (3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの
 - (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - (5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者
 - (6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
 - (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。

以下「配偶者暴力防止法」という。)第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

3 市長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断するに当たり必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

4 第1項第6号アに規定する、入居者及び同居者のいずれもが60歳以上である場合以外については、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 入居者又は同居者に障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次のいずれかであるものがある場合

ア 身体障害 第2項第2号アに規定する程度

イ 精神障害 第2項第2号イに規定する1級又は2級に該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

(2) 入居者又は同居者に第2項第3号、第4号、第6号又は第7号に該当する者がある場合

(3) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(4) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

(改良住宅入居者の資格)

第7条 改良住宅に入居することができる者は、前条第1号から第5号までの規定に該当し、住宅地区改良法第18条に規定する条件を具備する者とする。ただし、改良住宅に入居できる者が入居せず、又は居住しなくなった場合については、前条の規定に基づいて入居者を決定することができる。

(特定公共賃貸住宅入居者の資格)

第 8 条 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、第 6 条第 1 号から第 5 号までの規定に該当し、特賃法第 3 条第 4 号に規定する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において、特定公共賃貸住宅に入居させることが適当である者として市長が認めるものは、特定公共賃貸住宅に入居することができる。

(入居者資格の特例)

第 9 条 市営住宅(改良住宅及び特定公共賃貸住宅を除く。)の用途の廃止により当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、第 6 条第 1 項各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

2 法第 24 条第 2 項に掲げる公営住宅及びこれに準ずるその他の市営住宅の入居者は、第 6 条第 1 項各号(高齢者等にあつては、同条第 1 項第 2 号を除く。)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から 3 年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。この場合、第 6 条第 1 項第 6 号アの規定を適用する。

(入居の申込み)

第 10 条 第 6 条から前条までに規定する入居者資格のある者で市営住宅に入居しようとするものは、規則で定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

(入居予定者の選考・選定)

第 11 条 市営住宅(特定公共賃貸住宅を除く。第 3 項までにおいて同じ。)に入居の申込みをした者の数が、入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、令第 7 条に掲げる各号のいずれかに該当する者のうちから行う。

2 市長は、前項の規定により選考された者の数が、なお入居させるべき市営住宅の戸数を超えるときは、当該選考された者のうちから公開抽選によって入居予定者を決定しなければならない。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当する者を、前項の規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(1) 第 5 条各号に規定する事由に係る者

(2) 母子世帯、高齢者世帯又は心身障害者世帯で速やかに市営住宅に入居することを必要としている者

4 市長は、特定公共賃貸住宅に入居の申込みをした者の数が、入居させるべき住宅の戸数を超える場合においては、抽選その他公正な方法により、入居予定者を選定するものとする。

(入居補欠者)

第 12 条 市長は、前条の規定に基づいて入居予定者を選考・選定する場合において、入居予定者のほかに補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

2 市長は、入居予定者が市営住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居予定者を決定しなければならない。

(入居の手続)

第 13 条 市営住宅の入居予定者は、決定のあった日から 10 日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 市長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。

(2) 第 21 条の規定により敷金を納付すること。

2 市営住宅の入居予定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。

3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第 1 項第 1 号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

4 市長は、市営住宅の入居予定者が第 1 項又は第 2 項に規定する期間内に第 1 項の手続をしないときは、市営住宅の入居予定者の決定を取り消すことができる。

(入居の許可等)

第 13 条の 2 市長は、市営住宅の入居予定者が前条第 1 項の手続を完了したときは、当該入居予定者に対して速やかに入居可能日を指定して入居を許可し、その旨を通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定により入居の許可を受けた者(以下「入居者」という。)及び第 6 条第 1 項第 2 号に規定する同居し、又は同居しようとする親族が前項により通知された入居可能日から 10 日以内に入居しないときは、入居の許可を取り消すことができる。ただし、特に市長が認める場合は、この限りでない。

(同居の承認)

第 14 条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない。

(入居の承継)

第 15 条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時、又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、市長の承認を得なければならない。

(家賃の決定)

第 16 条 市営住宅(改良住宅及び特定公共賃貸住宅を除く。この項において同じ。)の毎月の家賃は、毎年度、次条第 2 項の規定により認定された収入(同条第 3 項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第 29 条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第 3 項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令第 2 条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第 36 条第 1 項の規定による請求を行ったにもかかわらず、入居者が、その請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。

- 2 令第 2 条第 1 項第 4 号に規定する事業主体の定める数値は、規則で定めるものとする。
- 3 第 1 項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第 3 条に規定する方法により算出した額とする。
- 4 改良住宅及び特定公共賃貸住宅の毎月の家賃は、改良住宅にあつては、住宅地区改良法第 29 条及び住宅地区改良法施行令(昭和 35 年政令第 128 号)第 13 条の 2 に規定する方法により、特定公共賃貸住宅にあつては、特賃法第 13 条及び特賃法施行規則第 20 条により算出した額の範囲内において規則で定める。

(収入の申告等)

第 17 条 入居者(特定公共賃貸住宅入居者は除く。この条において同じ。)は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。
- 3 入居者は、前項の認定に対し、規則で定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは当該認定を更正するものとする。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第 18 条 市長は、次に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、規則で定めるところにより、当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

- (1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。
- (2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。
- (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

(家賃の納付)

第19条 市長は、入居者から第13条の2第1項の入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日(第32条第1項又は第37条第1項の規定による明渡しの請求のあったときは期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第41条第1項による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。

- 2 入居者は、毎月末(月の途中で明け渡した場合は明け渡した日)までに、その月分の家賃を納付しなければならない。
- 3 入居者が新たに市営住宅に入居した場合又は市営住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1か月に満たないときは、その月の家賃は日割計算による。
- 4 入居者が第40条に規定する手続を経ないで市営住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(未納家賃の督促等)

第20条 家賃を前条第2項の納期限までに納付しない者があるときは、市長は、期限を指定してこれを督促等しなければならない。

(敷金)

第21条 市長は、入居者から入居時における3か月分の家賃に相当する金額の範囲内において敷金を徴収することができる。

- 2 市長は、第18条各号に掲げる特別の事情がある場合においては、敷金の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、規則で定めるところにより当該敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。
- 3 第1項に規定する敷金は、入居者が市営住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。
- 4 敷金には利子をつけない。

(敷金の運用等)

第22条 市長は、敷金を国債、地方債又は社債の取得、預金、土地の取得費に充てる等安全確実な方法で運用しなければならない。

- 2 前項の規定により運用して得た利益金は、共同施設の整備に要する費用に充てる等入居者の共同の利便のために使用するものとする。

(修繕費用の負担)

第 23 条 市営住宅、共同施設及びエレベーターの修繕に要する費用(畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)は、市の負担とする。

- 2 入居者の責めに帰すべき事由によって前項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第 24 条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用
- (3) 共同施設、エレベーターの使用又は維持・運営に要する費用
- (4) 前条第 1 項に規定するもの以外の市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用

(入居者の保管義務等)

第 25 条 入居者は、市営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

- 2 入居者の責めに帰すべき事由により、市営住宅又は共同施設が滅失又は損傷したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。
- 3 入居者は、周辺環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。
- 4 入居者が市営住宅を引き続き 15 日以上使用しないときは、規則で定めるところにより届出をしなければならない。

(転貸等の禁止)

第 26 条 入居者は、市営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

(用途の制限)

第 27 条 入居者は、市営住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、当該市営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。

(増築等の制限)

第 28 条 入居者は、市営住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、あらかじめ市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 市長は、前項の承認を行うに当たり、入居者が当該市営住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。

3 第 1 項の承認を得ずに市営住宅を模様替えし、又は増築したときには、入居者は、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(収入超過者等に関する認定)

第 29 条 市長は、毎年度、第 17 条第 2 項の規定により認定した入居者の収入の額が令第 8 条に規定する金額(改良住宅に入居している場合は住宅地区改良法第 29 条第 3 項に規定する金額、その他の市営住宅に入居している場合は規則で定める金額)を超え、かつ、当該入居者が市営住宅(特定公共賃貸住宅を除く。)に引き続き 3 年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

2 市長は、第 17 条第 2 項の規定により認定した入居者の収入の額が最近 2 年間引き続き令第 9 条に規定する金額(改良住宅及びその他の市営住宅に入居している場合は規則で定める金額)を超え、かつ、当該入居者が市営住宅(特定公共賃貸住宅を除く。)に引き続き 5 年以上入居している場合にあつては、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。

3 入居者は、前 2 項の認定に対し、規則で定めるところにより意見を述べることができる。この場合においては、市長は、意見の内容を審査し、必要があれば当該認定を更正する。

(明渡し努力義務)

第 30 条 収入超過者は、市営住宅を明け渡すように努めなければならない。

(収入超過者に対する家賃)

第 31 条 第 29 条第 1 項の規定により収入超過者と認定された入居者は、第 16 条第 1 項及び第 4 項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあつては当該認定の効力が生ずる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、次項に規定する方法により算出した額(改良住宅入居者にあつては、規則で定める額)を家賃として支払わなければならない。

2 市長は前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第 8 条第 2 項に規定する方法によらなければならない。

3 第 18 条から第 20 条の規定は、第 1 項の家賃について準用する。

(高額所得者に対する明渡請求)

第 32 条 市長は、高額所得者に対し、期限を定めて、当該市営住宅の明渡しを請求するものとする。

2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して 6 か月を経過した日以後の日でなければならない。

3 第 1 項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

4 市長は、第 1 項の規定による請求を受けた者が次に掲げる特別の事情がある場合においては、その申出により、明渡しの期限を延長することができる。

(1) 入居者又は同居者が病気にかかっているとき。

(2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。

(3) 入居者又は同居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想される時。

(4) その他前 3 号に準ずる特別の事情があるとき。

(高額所得者に対する家賃等)

第 33 条 第 29 条第 2 項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第 16 条第 1 項及び第 31 条第 1 項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生ずる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

2 前条第 1 項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても市営住宅を明け渡さない場合には、市長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の 2 倍に相当する額以下で、規則で定める額の金銭を徴収することができる。

3 第 18 条の規定は第 1 項の家賃及び前項の金銭に、第 19 条及び第 20 条の規定は第 1 項の家賃にそれぞれ準用する。

(住宅のあっせん等)

第 34 条 市長は、収入超過者に対して当該収入超過者から申出があった場合その他必要があると認める場合においては、他の適当な住宅のあっせん等を行うものとする。この場合において、市営住宅の入居者が特定公共賃貸住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするように特別の配慮をしなければならない。

(期間の通算)

第 35 条 市長が第 9 条第 1 項の規定による申込みをした者を他の市営住宅に入居させた場合における第 29 条から前条までの規定の適用については、その者が法第 44 条第 3 項の規定による公営住宅の用途の廃止(その他の市営住宅の用途の廃止を含む。)により明渡しをすべき市営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該他の市営住宅に入居している期間に通算する。

2 市長が第 38 条の規定による申出をした者を市営住宅建替事業により新たに整備された公営住宅に入居させた場合における第 29 条から前条までの規定の適用については、その者が当該市営住宅建替事業により除却すべき公営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された公営住宅に入居している期間に通算する。

(収入状況の報告の請求等)

第 36 条 市長は、第 16 条第 1 項、第 31 条第 1 項若しくは第 33 条第 1 項の規定による家賃の決定、第 18 条(第 31 条第 3 項又は第 33 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第 21 条第 2 項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第 32 条第 1 項の規定による明渡しの請求、第 34 条の規定によるあっせん等又は第 38 条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 市長は、前項に規定する権限を、当該職員を指定して行わせることができる。

3 市長又は当該職員は、前 2 項の規定によりその職務上知り得た秘密を漏らし、又は窃用してはならない。

(建替事業による明渡請求等)

第 37 条 市長は、市営住宅建替事業の施行に伴い、必要があると認めるときは、法第 38 条第 1 項の規定に基づき、除却しようとする公営住宅の入居者に対し期限を定めて、その明渡しを請求することができるものとする。

2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該公営住宅を明け渡さなければならない。

3 前項の規定については、第 33 条第 2 項の規定を準用する。この場合において、第 33 条第 2 項中「前条第 1 項」とあるのは「第 37 条第 1 項」と、「高額所得者」とあるのは「入居者」と読み替えるものとする。

4 前 3 項の規定は、公営住宅以外の市営住宅の建替えについて準用する。

(新たに整備される市営住宅への入居)

第 38 条 市営住宅建替事業の施行により除却すべき公営住宅の除却前の最終の入居者が、法第 40 条第 1 項の規定により、当該建替事業により新たに整備される公営住宅に入居を希望するときは、規則で定めるところにより入居の申出をしなければならない。

2 前項の規定は、公営住宅以外の市営住宅の除却に係る入居について準用する。

(市営住宅建替事業に係る家賃等の特例)

第 39 条 市長は、前条第 1 項の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合又は法第 44 条第 3 項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第 16 条第 1 項、第 31 条第 1 項又は第 33 条第 1 項の規定にかかわらず、令第 11 条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

2 前項の規定は、その他の市営住宅の家賃について準用する。この場合において、同項中「令第 11 条で定めるところにより」とあるのは「令第 11 条中「公営住宅」とあるのは「その他の市営住宅」と読み替えて同条を準用し」と読み替えるものとする。

(住宅の検査)

第 40 条 入居者は、市営住宅を明け渡そうとするときは、5 日前までに市長に届け出て、市長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 入居者は、第 28 条の規定により市営住宅を模様替えし、又は増築したときは、前項の検査のときまでに、入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(住宅の明渡請求)

第 41 条 市長は、入居者が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

(1) 不正の行為によって入居したとき。

(2) 家賃を 3 か月以上滞納したとき。

- (3) 当該市営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。
 - (4) 正当な事由によらないで15日以上市営住宅を使用しないとき。
 - (5) 暴力団員であることが判明したとき。(同居親族が該当する場合を含む。)
 - (6) 第14条、第15条及び第25条から第28条までの規定に違反したとき。
- 2 前項の規定により市営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。
- 3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。
- 4 市長は、第1項第2号から第6号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

第3章 駐車場の管理

(管理)

第42条 市営住宅の共同施設として整備された駐車場の管理は、この章に定めるところにより、行わなければならない。

(使用の許可)

第43条 駐車場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を得なければならない。

(使用者の資格)

第44条 駐車場を使用する者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 市営住宅の入居者又は同居者であること。
- (2) 入居者又は同居者が自ら使用するため駐車場を必要としていること。
- (3) 市営住宅の家賃を滞納していないこと。
- (4) 駐車場の使用料を支払うことができること。
- (5) 第41条第1項第1号及び第3号から第6号までのいずれにも該当しないこと。

(使用の申込み)

第 45 条 前条に規定する条件を具備する者で、駐車場を使用することを希望するものは、規則で定めるところにより、駐車場の使用の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の規定により使用の申込みをした者を駐車場の使用者として決定し、その旨を当該使用者として決定した者(以下「使用決定者」という。)に対し通知するものとする。
(使用者の決定)

第 46 条 市長は、前条第 1 項の規定による申込みをした者の数が、使用させるべき駐車場の設置台数を超える場合においては、公正な方法で選考して、当該駐車場の使用者を決定しなければならない。ただし、入居者又は同居者が身体障害者である場合その他特別な事由がある場合で、市長が駐車場の使用が必要であると認めるときは、特定の者に当該駐車場を使用させることができる。

(使用の手続)

第 47 条 第 45 条第 2 項に規定する通知を受けた者は、当該通知を受けた日から 10 日以内に次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 規則で定める所定の書類を提出すること。

(2) 第 50 条に定める保証金を納付すること。

2 使用決定者がやむを得ない事情により前項に規定する手続を同項に規定する期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。

3 市長は、駐車場の使用決定者が第 1 項又は前項に規定する期間内に第 1 項に規定する手続をしないときは、駐車場の使用の決定を取り消すことができる。

4 市長は、駐車場の使用決定者が第 1 項又は第 2 項に規定する手続をしたときは、当該使用決定者に対して速やかに駐車場の使用開始日を通知しなければならない。

5 駐車場の使用決定者は、前項の規定により通知された使用開始日から 10 日以内に駐車場の使用を開始しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(使用料)

第 48 条 駐車場の使用料は、近傍同種の駐車場の使用料を限度として、規則で定めるものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(使用料の変更)

第 49 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、駐車場の使用料を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い、使用料を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 駐車場相互の間における使用料の均衡上必要があると認めるとき。
- (3) 駐車場について改良を施したとき。

(保証金)

第 50 条 市長は、駐車場の使用決定者から 3 か月分の使用料に相当する金額の範囲内において保証金を徴収することができる。

2 市長は、前項の規定にかかわらず特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、保証金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

3 第 21 条第 3 項及び第 4 項並びに第 22 条の規定は、第 1 項に規定する保証金について準用する。この場合において、「敷金」とあるのは「保証金」と読み替え、第 21 条第 3 項中「入居者」とあるのは「使用者」と、「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「家賃」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(使用許可の取消し)

第 51 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によって使用許可を受けたとき。
- (2) 使用料を 3 か月以上滞納したとき。
- (3) 駐車場又はその附帯する設備を故意に毀損したとき。
- (4) 正当な事由によらないで 15 日以上駐車場を使用しないとき。
- (5) 第 44 条に規定する使用者資格を失ったとき。
- (6) 前各号に該当するほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。

2 前項の規定については、第 41 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。この場合において、同条中「市営住宅」又は「住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「入居」とあるのは「使用」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、同条第 3 項中「第 1 項」とあるのは「第 51 条第 1 項」と読み替えるものとする。

(準用)

第 52 条 駐車場の使用については、第 42 条から前条までに定めるもののほか、第 19 条、第 20 条、第 25 条第 4 項、第 26 条、第 27 条本文、第 28 条第 1 項本文及び第 40 条第 1 項の

規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「入居」とあるのは「使用」と、「市営住宅」又は「住宅」とあるのは「駐車場」と読み替えるものとする。

第4章 補則

(市営住宅管理人)

第53条 市長は、市営住宅管理人を置くことができる。

2 市営住宅管理人は、市長の指揮を受けて、修繕すべき箇所の報告等、入居者との連絡の事務を処理する。

3 前2項に規定するもののほか、市営住宅管理人に関し必要な事項は、規則で定める。

(立入検査)

第54条 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、市長の指定した者に市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対し適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している市営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該市営住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第55条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第56条 市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、合併前の丸亀市営住宅条例(平成9年丸亀市条例第9号)又は飯山町町営住宅管理条例(平成9年飯山町条例第18号)(以下これ

らを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成 19 年 12 月 21 日条例第 43 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年 9 月 17 日条例第 20 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年 12 月 20 日条例第 28 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(丸亀市市営住宅設置及び管理条例の一部改正)

- 2 丸亀市市営住宅設置及び管理条例(平成 17 年条例第 164 号)の一部を次のように改正する。

第 20 条中「丸亀市税外収入金の延滞金等徴収条例」を「丸亀市税外収入金の延滞金等徴収及び滞納処分に関する条例」に改める。

(丸亀市農業集落排水事業受益者分担金条例の一部を改正する条例)

- 3 丸亀市農業集落排水事業受益者分担金条例(平成 19 年条例第 42 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条中「丸亀市税外収入金の延滞金等徴収条例」を「丸亀市税外収入金の延滞金等徴収及び滞納処分に関する条例」に改める。

(丸亀市下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例)

- 4 丸亀市下水道事業受益者負担金条例(平成 19 年条例第 44 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条中「丸亀市税外収入金の延滞金等徴収条例」を「丸亀市税外収入金の延滞金等徴収及び滞納処分に関する条例」に改める。

附 則(平成 24 年 3 月 23 日条例第 13 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から平成 28 年 3 月 31 日までの間における改正後の丸亀市市営住宅設置及び管理条例第 6 条の規定中、「60 歳以上である場合」とあるのは「昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた者である場合」と、「60 歳以上の者」とあるのは「昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた者」とする。

附 則(平成 25 年 12 月 20 日条例第 43 号)

この条例は、平成 26 年 1 月 3 日から施行する。

附 則(平成 26 年 9 月 26 日条例第 26 号)

この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

1 公営住宅

名称	位置	構造
上分団地	土器町東三丁目 201 番	木造平屋建
	土器町東三丁目 201 番	簡易耐火構造平屋建
新田団地	新田町 39 番	簡易耐火構造平屋建
原田団地	原田団地 1 番	簡易耐火構造 2 階建
	原田団地 1 番	簡易耐火構造平屋建
亀寿団地	九番丁 42 番	中層耐火構造 4 階建
今津団地	今津町 640 番	中層耐火構造 4 階建
	今津町 648 番 1	中層耐火構造 4 階建
長友団地	土器町東一丁目 1 番	簡易耐火構造 2 階建
川西団地	川西町南 630 番	簡易耐火構造 2 階建
	川西町南 682 番 3	簡易耐火構造 2 階建
	川西町南 677 番	耐火構造 2 階建
二軒茶屋団地	土器町東八丁目 506 番	簡易耐火構造 2 階建
城南団地	九番丁 50 番 6	中層耐火構造 4 階建
外浜団地	塩屋町二丁目 674 番 8	中層耐火構造 5 階建
	塩屋町二丁目 674 番 10	中層耐火構造 5 階建
	塩屋町五丁目 674 番 6	中層耐火構造 4 階建
	塩屋町五丁目 595 番 4	中層耐火構造 4 階建
	塩屋町五丁目 595 番 5	中層耐火構造 4 階建
旭ヶ丘団地	飯山町上法軍寺 2359 番地 5	簡易耐火構造 2 階建
	飯山町上法軍寺 2354 番地 1	簡易耐火構造 2 階建
	飯山町上法軍寺 2300 番地 7	耐火構造 2 階建
	飯山町上法軍寺 2300 番地 8	耐火構造 2 階建
十番丁団地	十番丁 26 番 3	中層耐火構造 3 階建

城東団地	城東町一丁目 230 番	中層耐火構造 4 階建
富士見団地	富士見町二丁目 997 番 9	中層耐火構造 5 階建(一部 3・4 階建)

2 改良住宅

名称	位置	構造
城南荘	城南町 28 番 8	中層耐火構造 5 階建(一部 4 階建)
富屋荘	大手町三丁目 84 番 38	中層耐火構造 5 階建
川西団地	川西町南 681 番 1	簡易耐火構造 2 階建
	川西町南 713 番	簡易耐火構造 2 階建
	川西町南 645 番	簡易耐火構造 2 階建
	川西町南 668 番 1	簡易耐火構造 2 階建
	川西町南 649 番 2	簡易耐火構造 2 階建
	川西町南 723 番 3	簡易耐火構造 2 階建
	川西町南 614 番 1	簡易耐火構造 2 階建
本島団地	本島町笠島 589 番 1	簡易耐火構造 2 階建
	本島町笠島 525 番 2	簡易耐火構造 2 階建
	本島町泊 34 番 2	簡易耐火構造 2 階建
	本島町笠島 120 番	簡易耐火構造 2 階建
二軒茶屋団地	土器町東八丁目 506 番	簡易耐火構造 2 階建

3 特定公共賃貸住宅

名称	位置	構造
富士見団地 A	富士見町二丁目 997 番 9	中層耐火構造 3 階建
富士見団地 B	富士見町二丁目 997 番 9	中層耐火構造 3 階建
富士見団地 C	富士見町二丁目 997 番 9	中層耐火構造 5 階建(一部 3 階建)

4 その他の市営住宅

名称	位置	構造
二軒茶屋団地	土器町東八丁目 506 番	簡易耐火構造 2 階建
富士見町住宅	富士見町一丁目 997 番 360	木造平屋建
富屋荘	大手町三丁目 84 番 38	中層耐火構造 5 階建
平山ハイツ	北平山町二丁目 211 番 12	中層耐火構造 4 階建

備考 平山ハイツは、特定公共賃貸住宅に準ずるものとする。

丸亀市市営住宅設置及び管理条例施行規則

(平成 17 年 3 月 22 日規則第 123 号)

改正 平成 18 年 3 月 27 日規則第 15 号 平成 19 年 3 月 26 日規則第 10 号
平成 19 年 7 月 11 日規則第 45 号 平成 19 年 12 月 21 日規則第 54 号
平成 20 年 10 月 16 日規則第 37 号 平成 20 年 10 月 16 日規則第 37 号
平成 21 年 3 月 25 日規則第 15 号 平成 22 年 3 月 23 日規則第 12 号
平成 22 年 9 月 17 日規則第 29 号 平成 24 年 3 月 23 日規則第 25 号
平成 25 年 3 月 27 日規則第 23 号 平成 27 年 9 月 24 日規則第 39 号
平成 28 年 3 月 29 日規則第 45 号

丸亀市市営住宅設置及び管理条例施行規則

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条)
- 第 2 章 市営住宅の管理(第 2 条—第 33 条)
- 第 3 章 駐車場の管理(第 34 条—第 47 条)
- 第 4 章 市営住宅管理人(第 48 条—第 52 条)
- 第 5 章 その他(第 53 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、丸亀市市営住宅設置及び管理条例(平成 17 年条例第 164 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 市営住宅の管理

(住替え手続)

第 2 条 入居者は、条例第 5 条第 6 号の規定により他の市営住宅に入居すること(以下「住替え」という。)を希望するときは、市営住宅住替え承認申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し(ただし、公簿等によって確認することができる場合は、これを省略することができる。第 5 条第 3 項第 1 号及び第 9 条第 1 項第 1 号において同じ。)
- (2) 収入を証明する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、実情を調査し、住替えの適否を決定し、その結果を市営住宅住替え決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。
- 3 条例第13条の規定は、前項の規定により承認を得た者について準用する。この場合において、同条中「入居予定者」とあるのは「住替えの承認を得た者」と、「決定のあった日」とあるのは「承認の通知のあった日」と、「入居予定者の決定」とあるのは「住替えの承認」と読み替える。

第3条 削除

(入居申込み方法)

第4条 条例第10条の規定により入居の申込みをしようとする者は、市営住宅入居申込書(様式第3号)を、市長に提出しなければならない。

- 2 公募を行った場合における前項の入居の申込みは、公募の都度、1世帯につき1戸限りとする。

(公開抽選及び入居予定者の決定)

第5条 市長は、条例第11条第2項の規定による公開抽選において、当該抽選に係る入居の申込みをした者を少なくとも2名立ち合わせるものとする。この場合において、当該抽選に係る入居の申込みをした者が立ち合わないときは、当該抽選の事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

- 2 市長は、入居予定者又は入居補欠者として決定した者に対し、遅滞なくその旨を連絡するものとする。
- 3 入居予定者として決定した者は、次に掲げる書類を市長が指定する期限までに提出しなければならない。

(1) 住民票の写し

(2) 収入(特定公共賃貸住宅にあつては所得)を証明する書類

(3) 市町村税を滞納していないことを証明する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

- 4 前項に規定する者が条例第6条第2項各号のいずれかに該当する場合は、前項に規定する書類のほか、単身入居の入居者資格認定のための申立書(様式第4号)及び次に掲げる書類のうちいずれかを提出しなければならない。

(1) 身体障害者手帳の写し

(2) 戦傷病者手帳の写し

- (3) 原子爆弾被爆者特別手当証書の写し
 - (4) 福祉事務所長又は福祉事務所を設置しない町村の長の証明書
 - (5) 国立ハンセン病療養所等の長(廃止された私立のハンセン病療養所に入所していた者
にあつては、厚生労働省健康局疾病対策課長)の証明書
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 5 市長は、第3項及び前項の書類を審査し、相当と認めた入居予定者に対して、市営住宅入居予定者決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(入居の手續)

- 第6条 前条に規定する通知を受けた入居予定者は、請書(様式第6号)に入居予定者及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 条例第13条第1項第2号の規定による敷金は、丸亀市会計規則(平成17年規則第42号)様式第5号による納入通知書により納付しなければならない。
- 3 入居予定者が単身入居資格者である場合は、第1項に規定する請書のほか身元引受書(様式第7号)を提出しなければならない。

(連帯保証人)

- 第7条 市営住宅入居に係る連帯保証人は、1人とし、入居者の市営住宅入居に係る一切の責めを入居者と連帯して負うものとする。
- 2 連帯保証人は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。
- (1) 市内に住所を有する者。(ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、県内に住所を有する者又は親族を連帯保証人とすることができる。)
 - (2) 入居予定者と同程度以上の収入を有する者
 - (3) 市町村税を滞納していない者
 - (4) 市営住宅家賃を滞納していない者
- 3 入居者は、連帯保証人が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに連帯保証人変更届(様式第8号)を市長に提出しなければならない。
- (1) 住所が不明となったとき。
 - (2) 成年被後見人又は被保佐人となったとき。
 - (3) 失業その他保証能力を著しく減少させ、又は喪失させる事情が生じたとき。
 - (4) 破産宣告を受けたとき。
 - (5) 死亡したとき。

4 入居者は、連帯保証人の住所又は氏名に変更があったときは、速やかに請書記載事項変更届(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(入居許可)

第8条 条例第13条の2の規定による入居可能日の通知は、市営住宅入居許可書(様式第10号)により行うものとする。

(同居の承認等)

第9条 入居者が条例第14条の規定により同居の承認を得ようとするときは、市営住宅同居承認申請書(様式第11号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 住民票の写し

(2) 収入を証明する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、次条に規定する基準によりその適否を決定し、その結果を市営住宅同居承認決定通知書(様式第12号)により申請者に通知するものとする。

3 入居者は、同居者に異動があったときは、速やかに市営住宅同居者異動届(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

(同居の承認基準)

第10条 同居の承認は、入居者が収入超過者に認定されていない場合及び同居することによっても収入基準を満たす場合で、同居しようとする者が次に掲げる各号のいずれかに該当し、かつ、過密な居住にならないと認めるときに行うものとする。ただし、真にやむを得ないと市長が認める者で、家族構成が2世帯とならないものについては、この限りでない。

(1) 3親等以内の独身者

(2) 入居者が扶養家族として引き取る場合の被扶養者

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるときは同居の承認をしてはならない。

(入居の承継)

第11条 条例第15条の規定により入居の承継の承認を得ようとする者(以下「承継者」という。)は、市営住宅承継入居承認申請書(様式第14号)及び請書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、内容を審査し、その結果を市営住宅承継入居承認決定通知書(様式第 15 号)により申請者に通知するものとする。ただし、市長は、承継者が暴力団員であるときは入居の承認をしてはならない。

(家賃の決定等)

第 12 条 条例第 16 条第 2 項に規定する事業主体の定める数値は、別表第 1 のとおりとする。

- 2 条例第 16 条第 4 項に規定する改良住宅及び特定公共賃貸住宅の家賃は、別表第 2 のとおりとする。

(収入の申告等)

第 13 条 入居者は、条例第 17 条第 1 項の規定により収入を申告する場合においては、収入報告書(様式第 16 号)に収入を証明する書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長が定める期限までに提出しなければならない。

- 2 条例第 17 条第 2 項の規定による認定した収入の額の通知は、市営住宅収入認定及び家賃通知書(様式第 17 号)により行うものとする。
- 3 入居者は、前項の規定による認定に対し意見を述べるときは、市営住宅収入認定更正意見申立書(様式第 18 号)に市長が必要と認める書類を添えて、前項に規定する通知を受けた日から 10 日以内に、市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項に規定する意見申立書の提出があったときは、内容を審査し、その結果を市営住宅収入認定更正審査決定通知書(様式第 19 号)により申立者に通知するものとする。

(家賃の納付)

第 14 条 市営住宅の家賃の納付は、市営住宅家賃納入通知書兼領収証書(様式第 20 号)により行うものとする。

(家賃等の減免又は徴収猶予)

第 15 条 条例第 18 条及び条例第 21 条第 2 項の規定により家賃及び敷金の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、市営住宅家賃等減免・徴収猶予申請書(様式第 21 号)に次に掲げる書類のうち市長が必要と認めるものを添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 申請前 1 年間における収入を証明する書類

(2) 医師の診断書及び医療費等の領収書

(3) その他減免又は徴収の猶予を必要とする理由を証明する書類

- 2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、内容を審査し、その結果を市営住宅家賃等減免・徴収猶予決定通知書(様式第 22 号)により申請者に通知するものとする。

(家賃の減免基準)

第 16 条 家賃の減免は、条例第 18 条各号に掲げる事情ごとに家賃の納付が著しく困難であると認められる者に対して、次に定めるところにより算定した額の範囲内で行うことができる。

(1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。

入居者又は同居者の申請前 1 年間の平均収入月額(以下「平均収入月額」という。)が、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定に基づく生活扶助基準額と教育扶助基準額との合計額に生活扶助基準額(基準生活費に限る。)の 20 パーセントに相当する額及び家賃の額を加えて得た額(以下「減免基準額」という。)に満たない場合で、将来にわたって収入の増加の見込みがないときは、当該減免基準額と平均収入月額との差額を限度として、次の表により算定した額(100 円未満の端数を切り捨てた額)

減免基準額に満たない額の減免基準額に対する割合	家賃の減免率
0 パーセント以上 5 パーセント未満	10 パーセント
5 パーセント以上 10 パーセント未満	20 パーセント
10 パーセント以上 15 パーセント未満	30 パーセント
15 パーセント以上 20 パーセント未満	40 パーセント
20 パーセント以上	50 パーセント

(2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。

入居者又は同居者が 3 か月以上の療養を要する病気にかかった場合で、平均収入月額からその療養に要する平均費用月額(療養に要すると見込まれる療養費をその療養に係る月数で除したものを差し引いた額が減免基準額に満たないときは、当該満たない額を限度として、前号に準じて算定した額

(3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。

入居者又は同居者が水害、火災その他これらに類する災害により、容易に回復しがたい損害を受けた場合で、入居者の平均収入月額から生活必需品を得るために要する費用の額の 12 分の 1 の額を差し引いた額が減免基準額に満たないときは、当該満たない額を限度として、第 1 号に準じて算定した額

(4) その他前 3 号に準ずる特別の事情があるとき。

前 3 号の規定に準じて市長が定めた額

(家賃の徴収猶予の基準)

第 17 条 家賃の徴収の猶予は、前条各号に掲げる理由により家賃の納付が困難な場合において、おおむね 3 か月以内に家賃の支払能力が回復すると認められるときに行うものとする。

(敷金の減免又は徴収猶予の基準)

第 18 条 敷金の減免又は徴収の猶予は、前 2 条の規定に準じて行うものとする。

(減免及び徴収猶予の時期)

第 19 条 家賃の減免又は徴収の猶予は、申請のあった日の属する月から行うものとする。

(減免及び徴収猶予の期間)

第 20 条 家賃の減免及び徴収猶予の期間は、当該申請のあった日の属する年度内を限度とする。

(減免及び徴収猶予の変更等)

第 21 条 家賃の減免又は徴収の猶予を受けている入居者が、次に掲げる各号のいずれかに該当することとなったときは、市営住宅家賃等減免・徴収猶予状況変更届(様式第 23 号)を市長に提出しなければならない。

(1) 入居世帯員に増減があったとき。

(2) 入居世帯員の収入に増減があったとき。

(3) その他減免又は徴収の猶予を必要とする理由に変更があったとき。

2 市長は、前項に規定する届出があったときは、減免又は徴収の猶予の決定を変更し、又は取り消すことができる。

(平均収入月額算定)

第 22 条 家賃の減免又は徴収の猶予を受けようとする入居者の平均収入月額算定は、生活保護法の規定に基づく収入認定基準に準じて行うものとする。

(一時不在届)

第 23 条 条例第 25 条第 4 項の規定による届出は、市営住宅一時不在届(様式第 24 号)により行うものとする。

(一部用途変更の承認申請)

第 24 条 条例第 27 条ただし書の規定により市営住宅の一部を住宅以外の用途に変更しようとする者は、市営住宅一部用途変更承認申請書(様式第 25 号)を市長に提出しなければならない。

2 市営住宅の一部用途変更の承認は、真にやむを得ない事情があり、市営住宅の管理上支障がないと認められる場合に限り行うものとする。

3 市長は、第 1 項に規定する申請書の提出があったときは、内容を審査し、その結果を市営住宅一部用途変更承認決定通知書(様式第 26 号)により申請者に通知するものとする。

(増築等の承認申請)

第 25 条 条例第 28 条第 1 項ただし書の規定により市営住宅の増築等の承認を得ようとする者は、市営住宅増築等承認申請書(様式第 27 号)を市長に提出しなければならない。

2 市営住宅の増築等の承認は、別表第 3 に定める基準に適合し、真にやむを得ないと認められる場合に限り行うものとする。

3 市長は、第 1 項に規定する申請書の提出があったときは、内容を審査し、その結果を市営住宅増築等承認決定通知書(様式第 28 号)により申請者に通知するものとする。

(収入超過者の認定)

第 26 条 条例第 29 条第 1 項に規定するその他の市営住宅に入居している場合の収入の額は、令第 8 条に規定する金額とする。

2 条例第 29 条第 1 項の規定による収入超過者としての認定通知は、市営住宅収入超過者認定通知書(様式第 29 号)により行うものとする。

(高額所得者の認定)

第 27 条 条例第 29 条第 2 項に規定する改良住宅及びその他の市営住宅に入居している場合の収入の額は、令第 9 条に規定する金額とする。

2 条例第 29 条第 2 項の規定による高額所得者としての認定通知は、市営住宅高額所得者認定通知書(様式第 30 号)により行うものとする。

(収入超過者の家賃)

第 28 条 条例第 31 条第 1 項に規定する改良住宅入居者の家賃は、令第 9 条第 2 項に規定する方法で算定した額に準じた額とする。

(明渡期限の延長)

第 29 条 条例第 32 条第 4 項の規定により市営住宅明渡しの期限の延長を申し出るときは、市営住宅明渡期限延長申出書(様式第 31 号)を市長に提出しなければならない。

(高額所得者の明渡し期限後の家賃)

第 30 条 条例第 33 条第 2 項に規定する規則で定める額は、当該住宅の近傍同種の住宅の家賃の額の 2 倍に相当する額とする。

(建替事業の建替後住宅への入居)

第 31 条 条例第 38 条第 1 項の規定により市営住宅建替事業による建替後の公営住宅への入居の申出をしようとする者は、第 4 条の入居申込み方法に準じて市長に申し出なければならない。

(住宅の明渡し)

第 32 条 条例第 40 条第 1 項の規定による市営住宅を明け渡そうとするときの届出は、市営住宅退居届(様式第 32 号)により行うものとする。

(住宅の明渡し請求)

第 33 条 市長は、条例第 41 条第 1 項の規定により明渡し請求を行うときは、市営住宅明渡し請求通知書(様式第 33 号)により入居者に通知するものとする。

第 3 章 駐車場の管理

(名称等)

第 34 条 駐車場の名称及び位置は、別表第 4 のとおりとする。

(使用の申込み)

第 35 条 条例第 45 条第 1 項の規定により駐車場の使用の申込みをしようとする者は、駐車場使用許可申請書(様式第 34 号)を市長に提出しなければならない。

2 駐車場の駐車のために供する部分(以下「駐車区画」という。)に収まらない自動車、二輪の自動車及び原動機付自転車については、申請できない。

3 駐車場の使用は、1 戸につき 1 区画とする。ただし、空き駐車区画があるときは、市長が適当と認める時期まで、1 戸につき 2 区画以上を使用させることができる。

(使用手続書類)

第 36 条 条例第 47 条第 1 項第 1 号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 駐車する自動車の自動車検査証の写し又はこれに代わるものとして市長が指示する書類

(2) その他市長が必要と認める書類

(使用の開始)

第 37 条 条例第 47 条第 4 項に定める駐車場の使用開始日の通知は、駐車場使用許可書(様式第 35 号)により行うものとする。

(自動車保管場所の証明)

第 38 条 市長は、駐車場の使用者(以下「使用者」という。)の申出により、自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和 37 年法律第 145 号)第 4 条第 1 項の規定に基づく自動車保管場所の確保を証明する書面を発行するものとする。ただし、第 35 条第 3 項ただし書の規定により許可した場合は、この限りでない。

2 前項の規定により証明書を発行するときは、丸亀市手数料条例(平成 17 年条例第 81 号)の規定により手数料を徴収する。

(使用料)

第 39 条 条例第 48 条第 1 項に規定する規則で定める駐車場使用料(以下「使用料」という。)は、1 区画につき月額 3,000 円とする。

(使用料の減免等)

第 40 条 条例第 48 条第 2 項の規定による使用料の減免又は徴収の猶予については、第 15 条から第 18 条までの規定を準用する。

(保証金)

第 41 条 条例第 50 条第 1 項の規定による保証金の額は、第 39 条に規定する使用料の 3 か月分に相当する金額とする。

2 条例第 50 条第 2 項の規定による保証金の減免又は徴収の猶予については、前条の規定を準用する。

(駐車車両等の変更)

第 42 条 使用者は、駐車する自動車を変更しようとするときは、車両変更届(様式第 36 号)を市長に提出しなければならない。

2 使用者は、駐車区画を変更しようとするときは、駐車区画変更申請書(様式第 37 号)を市長に提出し、許可を得なければならない。

(使用許可の取消し)

第 43 条 市長は、条例第 51 条の規定により駐車場の使用許可を取り消したときは、駐車場使用許可取消通知書(様式第 38 号)により使用者に通知するものとする。

(使用者の損害賠償責任)

第 44 条 使用者は、自己の責めに帰すべき事由により駐車場又は附帯設備を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に復し、又は市長の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。

(使用廃止届)

第 45 条 使用者は、駐車場の使用を廃止しようとするときは、その 7 日前までに駐車場使用廃止届(様式第 39 号)を市長に提出しなければならない。

(使用者の禁止行為)

第 46 条 使用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 駐車区画を第三者に貸し、又はその使用权を他の者に譲渡すること。
- (2) 駐車場内に引火性若しくは発火性の物品又は他の者の支障となる物品を持ち込むこと。
- (3) 駐車区画の現状を変更し、又はこれに工作物等を設置すること。
- (4) 駐車区画を駐車場以外の用途に使用すること。

(事故等の責任)

第 47 条 駐車場内における自動車の接触事故、損傷、紛失、盗難等については、市長は一切その責任を負わない。

第 4 章 市営住宅管理人

(管理人の選任)

第 48 条 条例第 53 条第 1 項の規定による市営住宅管理人(以下「管理人」という。)は、市営住宅ごとに当該入居者のうちから、必要な人数を選任する。ただし、市長が適当と認めるときは、他の市営住宅の管理人を兼ねさせることができる。

(誓約書の提出)

第 49 条 管理人に選任された者は、誓約書(様式第 40 号)を市長に提出しなければならない。

(管理人の業務)

第 50 条 管理人は、市長の指揮を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 市営住宅の入居者、退居者及び異動の確認並びにその報告に関する事。
- (2) 市営住宅の破損・被災箇所の発見及びその報告に関する事。
- (3) 市営住宅の修繕についての連絡及び指導に関する事。
- (4) 水道法(昭和 32 年法律第 177 号)に規定する簡易専用水道設置市営住宅にあつては、香川県簡易専用水道設置要綱(昭和 54 年制定)第 8 条の規定に関する事。
- (5) その他市長が指示する事項に関する事。

(管理人の報酬)

第 51 条 管理人には、次の基準により報酬を支給する。

受持戸数	報酬年額
20 戸以下	12,000 円
21 戸～30 戸	13,200 円
31 戸～40 戸	14,400 円
41 戸～50 戸	15,600 円
51 戸以上	16,800 円

2 前条第 4 号に掲げる職務を行う管理人にあつては、前項に定める報酬のほか、年額 36,000 円の報酬を支給する。

- 3 前2項の規定による報酬は、勤務1年に満たないときは月割計算により支給する。
- 4 報酬は、9月と3月に2分の1ずつ支払う。

(立入検査証)

第52条 条例第54条第3項に規定する証票は、市営住宅立入検査証(様式第41号)によるものとする。

第5章 その他

(その他)

第53条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に、合併前の丸亀市営住宅条例施行規則(平成10年丸亀市規則第5号)又は飯山町の町営住宅に関するこの規則に相当する定め(以下これらを「合併前の規則等」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなし、その期間は通算する。
- 3 合併前の規則等の規定により作成された申請書その他の用紙は、施行日後においても当分の間、所要の修正を加えて使用することができるものとする。

附 則(平成18年3月27日規則第15号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月26日規則第10号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年7月11日規則第45号)

この規則は、平成19年8月1日から施行する。

附 則(平成19年12月21日規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 10 月 16 日規則第 37 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 10 月 16 日規則第 37 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 25 日規則第 15 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 23 日規則第 12 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 9 月 17 日規則第 29 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 23 日規則第 25 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 27 日規則第 23 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 9 月 24 日規則第 39 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 29 日規則第 45 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 12 条関係)

名称	数値
亀寿団地	0.89
城南団地	0.89
城東団地	0.88
十番丁団地 (住戸改善住宅)	0.86 (0.89)

富士見団地	0.84
外浜団地	0.79
今津団地	0.79
新田団地	0.78
上分団地	0.77
富士見町住宅	0.77
原田団地	0.76
長友団地	0.76
二軒茶屋団地	0.50
川西団地	0.50
旭ヶ丘団地	0.50

別表第2(第12条関係)

1 特定公共賃貸住宅

名称	家賃
富士見団地 A	65,000 円
富士見団地 B	53,000 円
富士見団地 C	55,000 円

2 その他の市営住宅

名称	家賃
平山ハイツ	50,000 円

3 改良住宅

次の表に掲げる市営住宅については、条例第16条第1項の規定に準じて、家賃を設定する。

名称	数値
富屋荘	1.05
城南荘	0.89
川西団地	0.50
本島団地	0.50
二軒茶屋団地	0.50

別表第3(第25条関係)

市営住宅の増築等の承認基準

市営住宅の増築等については、その規模、構造、配置等が市営住宅としての機能を損わぬものに限り、次の基準により承認するものとする。

1 一般的取扱基準

- (1) 増築等における工作物は、原状回復が容易なもので市から指示があったとき又は市営住宅を明け渡すときは、速やかに入居者の費用で原状に回復することを入居者が誓約したものでなければならない。

- (2) 家賃その他入居者としての債務の履行を遅滞している者からの申請は承認しない。
- (3) 増築等については、市長の承認決定後に着工しなければならない。
- (4) 建築年数が相当経過したもので建替え又は改廃の計画のある市営住宅については、原則として承認しない。
- (5) 電気、水道、ガス等の設備工事を伴う場合は、他の市営住宅への供給に支障をきたしてはならない。

2 増築の基準

- (1) 増築物は、居室、物置、浴室等とし、必要やむを得ないと認められるものでその床面積の合計が10平方メートル以内でなければならない。
- (2) 増築物は、原則として簡易組立構造の平屋建てで、本体から0.5メートル以上の距離をあけなければならない。
- (3) 増築物は、道路、公共用地、共同敷地及び給水管、配水管等の地下埋設物上に設置してはならない。
- (4) 増築物は、全て敷地境界線から0.3メートル以上の距離をあけ、かつ、ひさし等の突出物は、境界線を超えてはならない。
- (5) 増築物の軒高は、本体のそれを超えてはならない。
- (6) 浴室の増築は、給水施設に能力があり、支障のない場合に限り、防火・防水設備を完全にし、本体から1メートル以上の距離をあけなければならない。
- (7) 垣及び塀は、敷地境界線の内側に設け、高さは1.2メートル以内としなければならない。

3 その他

その他真にやむを得ないと認められる事情がある場合において、その事情を考慮のうえ、承認することができる。

別表第4(第34条関係)

名称	位置
原田団地駐車場	田村町309番、原田団地1番、原田団地7番、原田団地8番、原田団地12番、原田団地19番
外浜団地駐車場	塩屋町五丁目596番44
城東団地駐車場	城東町一丁目7番
十番丁団地駐車場	十番丁26番3
富士見団地駐車場	富士見町二丁目3番
今津団地駐車場	今津町640番
平山ハイツ駐車場	北平山町二丁目211番18

様式第1号(第2条関係)

市営住宅住替え承認申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 2 条関係)

市営住宅住替え決定通知書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 4 条関係)

市営住宅入居申込書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 5 条関係)

単身入居の入居者資格認定のための申立書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 5 条関係)

市営住宅入居予定者決定通知書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 6 条関係)

請書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 6 条関係)

身元引受書

[別紙参照]

様式第 8 号(第 7 条関係)

連帯保証人変更届

[別紙参照]

様式第 9 号(第 7 条関係)

請書記載事項変更届

[別紙参照]

様式第 10 号(第 8 条関係)

市営住宅入居許可書

[別紙参照]

様式第 11 号(第 9 条関係)

市営住宅同居承認申請書

[別紙参照]

様式第 12 号(第 9 条関係)

市営住宅同居承認決定通知書

[別紙参照]

様式第 13 号(第 9 条関係)

市営住宅同居者異動届

[別紙参照]

様式第 14 号(第 11 条関係)

市営住宅承継入居承認申請書

[別紙参照]

様式第 15 号(第 11 条関係)

市営住宅承継入居承認決定通知書

[別紙参照]

様式第 16 号(第 13 条関係)

収入報告書

[別紙参照]

様式第 17 号(第 13 条関係)

市営住宅収入認定及び家賃通知書

[別紙参照]

様式第 18 号(第 13 条関係)

市営住宅収入認定更正意見申立書

[別紙参照]

様式第 19 号(第 13 条関係)

市営住宅収入認定更正審査決定通知書

[別紙参照]

様式第 20 号(第 14 条関係)

市営住宅家賃納入通知書

[別紙参照]

様式第 21 号(第 15 条関係)

市営住宅家賃等減免・徴収猶予申請書

[別紙参照]

様式第 22 号(第 15 条関係)

市営住宅家賃等減免・徴収猶予決定通知書

[別紙参照]

様式第 23 号(第 21 条関係)

市営住宅家賃等減免・徴収猶予状況変更届

[別紙参照]

様式第 24 号(第 23 条関係)

市営住宅一時不在届

[別紙参照]

様式第 25 号(第 24 条関係)

市営住宅一部用途変更承認申請書

[別紙参照]

様式第 26 号(第 24 条関係)

市営住宅一部用途変更承認決定通知書

[別紙参照]

様式第 27 号(第 25 条関係)

市営住宅増築等承認申請書

[別紙参照]

様式第 28 号(第 25 条関係)

市営住宅増築等承認決定通知書

[別紙参照]

様式第 29 号(第 26 条関係)

市営住宅収入超過者認定通知書

[別紙参照]

様式第 30 号(第 27 条関係)

市営住宅高額所得者認定通知書

[別紙参照]

様式第 31 号(第 29 条関係)

市営住宅明渡期限延長申出書

[別紙参照]

様式第 32 号(第 32 条関係)

市営住宅退居届

[別紙参照]

様式第 33 号(第 33 条関係)

市営住宅明渡請求通知書

[別紙参照]

様式第 34 号(第 35 条関係)

駐車場使用許可申請書

[別紙参照]

様式第 35 号(第 37 条関係)

駐車場使用許可書

[別紙参照]

様式第 36 号(第 42 条関係)

車両変更届

[別紙参照]

様式第 37 号(第 42 条関係)

駐車区画変更申請書

[別紙参照]

様式第 38 号(第 43 条関係)

駐車場使用許可取消通知書

[別紙参照]

様式第 39 号(第 45 条関係)

駐車場使用廃止届

[別紙参照]

様式第 40 号(第 49 条関係)

誓約書

[別紙参照]

様式第 41 号(第 52 条関係)

市営住宅立入検査証

[別紙参照]

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

丸亀市長 あて

市営住宅

申請者

入居者氏名 ⑩

市営住宅住替え承認申請書

次のとおり、誓約及び同意の上、市営住宅を住み替えたいので申請します。

申請者又は同居者が暴力団員であるときは、承認がされなくても異議はありません。
この場合、速やかに市営住宅を明け渡すことを誓約します。

暴力団員であるか否かの確認のため、市が警察本部へ照会をすることについて同意します。

また、住民票記載事項を確認するため、関係公簿等を閲覧することを承諾します。

記

住替えを希望する市営住宅	名 称				
	構造・規模				
	家 賃	円			
理 由					
世 帯 状 況					
氏 名	続 柄	生 年 月 日	職 業 (勤務先)	年 間 所 得 金 額	備 考

様式第2号（第2条関係）

第 号
年 月 日

様

丸亀市長 印

市営住宅住替え決定通知書

年 月 日付けで申請のあった市営住宅の住替えについては、次のとおり決定したので通知します。

記

1 次のとおり承認します。

住替え先の 市営住宅	名 称	
	所 在	
入 居 可 能 日		
家 賃 （ 月 額 ）		円
敷 金		円
入居者及び同居者	市営住宅住替え承認申請書に記載している者	

2 審査の結果、承認できません。

理由

様式第3号 (第4条関係)

(表)

市 営 住 宅 入 居 申 込 書

丸亀市長 宛 年 月 日

私は、丸亀市市営住宅設置及び管理条例第10条に基づき、誓約及び同意の上、市営住宅の入居を申し込みます。

申請者又は同居しようとする親族が暴力団員であるときは、入居の許可がされなくても、又は入居の許可を取り消されても異議がないことを誓約します。

暴力団員であるか否かの確認のため、市が警察本部へ照会をすることについて同意します。

また、住民票記載事項を確認するため、関係公簿等を閲覧することを承諾します。

なお、この申込書の記載内容及び申し込みの際の申告内容が事実と相違するとき、入居予定者の決定を取り消されても異議ありません。

申 込 住 宅		住宅番号		受付番号	
申込者	住 所	〒		電話番号	
	フリガナ氏名	Ⓜ	生年月日	年 月 日	

住宅に入居しようとする世帯（親族）の構成						
フリガナ氏名	続柄	生年月日	所得額（円）		特別控除の種類	特別控除額（円）
			給与			
			事業			
			年金			
			給与			
			事業			
			年金			
			給与			
			事業			
			年金			
			給与			
			事業			
			年金			
扶養控除	(B) 円× 人 = 円		所得合計	(A)	特別控除額合計 (円)	(C)
差引所得金額(A) - (B) - (C)			(D)	月収額	(D) / 12	

4. ¹⁵あなたの現在の日常生活における介護（介助・援助）の状況等についておたずねします。表中の該当する欄にマル印を記入して下さい。

また、介護（介助・援助）が必要な場合は、現在受けている介護（介助・援助）の内容、入居申込みをした公営住宅において受ける予定の介護（介助・援助）の内容等について、具体的に記入して下さい。

項目	① 現在の日常生活において介護(介助・援助)を必要としていますか。			② ①において介護(介助・援助)が必要と答えた場合、現在の介護(介助・援助)をどこから受けていますか。			③ ①において介護(介助・援助)が必要と答えた場合、公営住宅に入居したときにどこから介護(介助・援助)を受ける予定ですか。		
	不 必 要	一 部 必 要	全 部 必 要	介護保険 による 居宅介護 サービス	介護保険以外 による介助・援助		介護保険 による 居宅介護 サービス	介護保険以外 による介助・援助	
					公的機関 (市町村、保 健所、支援セ ンターなど)	民間(ボラン ティア団体、 NPO、親族 など)		公的機関 (市町村、保 健所、支援セ ンターなど)	民間(ボラン ティア団体、 NPO、親族 など)
基本的な動作	居宅における移動								
	食 事								
	お風呂								
	トイレ								
	着替え								
	炊事・洗濯・掃除などふだんの家事								
その他	相 談								
	見守り								

○現在受けている介護（介助・援助）について、内容・頻度、実施団体等具体的にご記入下さい。

()

○現在受けている医療（訪問看護、通院、服薬、急に持病の症状が出たときの方法など）があり、それについて知らせておきたいことがあれば、その具体的な内容をご記入下さい。

()

○入居申込みをした公営住宅において受けることを予定している介護（介助・援助）について、内容・頻度、実施団体等具体的にご記入下さい。

()

以上の申立てのとおり相違ありません。

また、丸亀市が単身入居の入居者資格の認定を行うに際し、市町村（福祉主管部局等）に意見を求める必要がある場合において、丸亀市が本申立書及び面接等の調査で知った事項について、市町村（福祉主管部局等）に情報提供することに同意します。

年 月 日
丸亀市長 宛

氏 名

印

※丸亀市が単身入居の入居者資格の認定を行うに際し、必要があると認めるときは、市町村（福祉主管部局等）に意見を求めることがあります。その場合において、丸亀市が本申立書及び面接等の調査で知った事項について、市町村（福祉主管部局等）に情報提供することがあります。

様式第5号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

丸亀市長 印

市営住宅入居予定者決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった市営住宅入居について、次のとおり入居予定者として決定したので通知します。

記

市 営 住 宅 名		住 宅 番 号	
家 賃 (月 額)		敷 金	

備考

- 1 入居の手続は、この通知書を受け取ってから10日以内に行ってください。10日以内に手続を行わないときは、入居予定者の決定を取り消すことがあります。
- 2 10日以内に手続できない事情があるときは、あらかじめその旨を申し出てください。
- 3 入居できる者は、市営住宅入居申込書に記載した者に限ります。
- 4 入居手続を完了したときは、入居可能日を通知します。

様式第6号(第6条関係)

請 書

市営住宅 団地 第 号

- 1 上記市営住宅に入居した上は、丸亀市市営住宅設置及び管理条例、法令その他の諸規程を遵守します。万一、違反した場合は、所定の処置を受けても異議を申しません。
- 2 連帯保証人は、入居者の市営住宅入居に係る一切の責めを入居者と連帯して負います。
- 3 入居者又は同居しようとする親族が暴力団員であることが判明した場合は、速やかに市営住宅を明け渡すことを誓約します。また、入居の許可を取り消され、明渡し請求及び損害賠償金の請求をされても異議はありません。
暴力団員であるか否かの確認のため、市が警察本部へ照会をすることについて同意します。

上記のとおり相違ありませんので、連帯保証人の連署をもって請書を提出します。

年 月 日

入 居 者 住 所

氏 名 実印

連帯保証人 住 所

氏 名 実印

続 柄

連絡先

丸亀市長 様

様式第7号（第6条関係）

身 元 引 受 書

私は、
を身元引受人として指定します。

市営住宅

氏 名

㊞

私は、上記の者の身元を引き受けます。

身元引受人

住 所

氏 名

㊞

続 柄

電話番号

年 月 日

丸亀市長 様

様式第8号（第7条関係）

年 月 日

丸亀市長 様

市営住宅
入居者

㊟

連 帯 保 証 人 変 更 届

次のとおり連帯保証人を変更しますので届け出ます。

記

旧 連 帯 保 証 人	住 所	
	氏 名	
	住 所	
	氏 名	
新 連 帯 保 証 人	住 所	
	氏 名	実印
	続 柄	
	連絡先	TEL
変 更 の 理 由		

(注)

- 1 連帯保証人の印鑑登録証明書、所得課税証明書、納税証明書、およびその他市長が特に求めるものを各1通添付してください。
- 2 印鑑登録をしている印鑑で押印してください。

様式第9号（第7条関係）

年 月 日

丸亀市長 様

市営住宅
入居者

㊟

請書記載事項変更届

次のとおり連帯保証人の住所又は氏名に変更があったので届け出ます。

記

変更前	住所	
	氏名	
変更後	住所	
	氏名	㊟
	連絡先	TEL

備考 変更後の印鑑登録証明書を添付すること。

様式第10号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

丸亀市長 印

市 営 住 宅 入 居 許 可 書

下記のとおり、市営住宅に入居することを許可したので、丸亀市市営住宅設置及び管理条例の規定により通知します。

記

1 住宅名			
2 所在地			
3 入居可能日			
4 家賃			
5 敷金			
6 入居者氏名			
7 同居者氏名	続柄		

(入居許可条件)

- 1 法令並びに丸亀市市営住宅設置及び管理条例及びその他の指示命令等を遵守すること。
- 2 入居可能日から10日以内に入居しないときは、入居の許可を取り消すことがあります。
- 3 市営住宅を他人に貸し、又は入居の権利を他人に譲渡してはなりません。
- 4 市営住宅の用途変更又は増築をしようとするときは、市長の承認を受けなければなりません。
- 5 家賃を3か月以上滞納したとき又は正当な理由がなく15日以上市営住宅を使用しないときは、市営住宅の明渡しを請求することがあります。
- 6 入居できる者は、上記のとおりです。上記の者以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を受けなければなりません。

様式第 11 号 (第 9 条関係)

年 月 日

丸亀市長 宛

市営住宅

申請者

入居者氏名 ⑩

市 営 住 宅 同 居 承 認 申 請 書

次のとおり、誓約及び同意の上、下記の者を同居させたいので申請します。

- ・ 同居させようとする者が暴力団員であるときは、承認がされなくても異議がないことを誓約します。
- ・ 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明した場合は、速やかに市営住宅を明け渡すことを誓約します。また、入居の許可を取り消され、明渡し請求及び損害賠償金の請求をされても異議はありません。
- ・ 暴力団員であるか否かの確認のため、市が警察本部へ照会をすることについて同意します。
- ・ 住民票記載事項を確認するため、関係公簿等を閲覧することを承諾します。

記

同居しようとする者の氏名 個人番号	入居者との続柄	生年月日	職 業 (勤務先)	年間所得金額
同居予定日	年 月 日			
同居の理由				

様式第12号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

丸亀市長 印

市営住宅同居承認決定通知書

年 月 日付で申請のあった市営住宅の同居について、次のとおり決定したので通知します。

記

1 次のとおり承認します。

同居を承認する者の氏名	入居者 との続柄	生年月日	備考

* 法令並びに丸亀市市営住宅設置及び管理条例及びその他の指示命令等を遵守すること。

2 審査の結果、承認できません。

理由

様式第13号（第9条関係）

年 月 日

丸亀市長 様

市営住宅
入居者

㊟

市 営 住 宅 同 居 者 異 動 届

次のとおり同居者に異動があったので届け出ます。

記

異動した者の氏名	入居者 との続柄	異 動 の 理 由

様式第14号 (第11条関係)

年 月 日

丸亀市長 宛

申請者 ⑩

市営住宅承継入居承認申請書

次のとおり、誓約及び同意の上、市営住宅の入居を承継したいので申請します。

申請者又は同居者が暴力団員であるときは、承認がされなくても異議はありません。

この場合、速やかに市営住宅を明け渡すことを誓約します。

暴力団員であるか否かの確認のため、市が警察本部へ照会をすることについて同意します。

また、住民票記載事項を確認するため、関係公簿等を閲覧することを承諾します。

記

市営住宅の名称					
入居者氏名					
承継する者の氏名		入居者との続柄		個人番号	
世帯状況					
氏名	続柄	生年月日	個人番号	備考	
申請者がこの住宅に入居した年月日	年 月 日				
承継する理由					

様式第15条（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

丸亀市長 印

市営住宅承継入居承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった市営住宅の承継入居について、次のとおり決定したので通知します。

記

1 次のとおり承認します。

市営住宅の名称			
承認日	年 月 日		
承継者氏名			
家賃			
世帯状況			
氏名	続柄	生年月日	備考

* 法令並びに丸亀市市営住宅設置及び管理条例及びその他の指示命令等を遵守すること。

2 審査の結果、承認できません。

理由

様式第16号(第13条関係)

収入報告書

年 月 日

丸亀市長 様

団地 号

入居者 ⑩

電話番号

公営住宅法の規定に基づき、年 月 日から 年 月 日までの収入を次のとおり申告します。

記

入居者及び同居者等全員記入してください。

氏名	生年月日	続柄	性別	同・別	扶養	寡婦・夫	特障	普障	老人	特定	年間所得円	備考

- 1 本人該当事項及び扶養状況の事項に該当する場合は、○印をつけてください。
- 2 入居者及び同居者等全員(子どもを除く)分の所得課税証明書(学生は、在学証明書で可)を添付してください。

様式第17号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

丸亀市長 印

市営住宅収入認定及び家賃通知書

丸亀市市営住宅設置及び管理条例第17条第2項の規定により、あなたの収入の額（同居者の収入を含む。）を次のとおり認定し、同条例第16条第1項の規定により家賃を定めたので、通知します。

記

認定年度				認定基準日	
認定の基礎となる金額				摘要	
続柄	入居（同居）者氏名	年間総所得額	控除金額		
合 計					

年間総所得額合計－控除金額合計	認定月額	収入分位

家賃月額	適用開始年月

基本家賃	割増賃料	家賃月額	適用開始年月

様式第18号（第13条関係）

年 月 日

丸亀市長 宛

市営住宅
入居者 印

市営住宅収入認定更正意見申立書

収入認定の通知を受けましたが、次のとおり申し立てますので再審査をお願いします。

記

氏名 個人番号	続柄	職業 (勤務先)	当初報告 年間 所得金額	申立年間 所得金額	申立理由
収入合計					

備考

- 1 世帯員の異動については、住民票の写しを添付すること。
- 2 収入の異動については、収入を証明する書類を添付すること。
- 3 退職その他の場合は、それぞれの証明書を添付すること。

様式第19号(第13条関係)

第 号
年 月 日

様

丸亀市長 印

市営住宅収入認定更正審査決定通知書

年 月 日付で申立てのあった収入認定の更正審査について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

1 次のとおり承認します。

認定年度		認定基準日		
認定の基礎となる金額				摘要
続柄	入居(同居)者氏名	年間総所得額	控除金額	
合 計				

年間総所得額合計－控除金額合計	認定月額	収入分位

更正前の家賃月額	更正前の収入分位	更正後の家賃月額	適用開始年月

基本家賃	割増賃料	家賃月額	適用開始年月

2 審査の結果、承認できません。

理由

丸亀市

年度

納入通知書
兼納付書

様

このつづりは、納入通知書、領収証書、1年分の納付書
がつづられています。納付される場合は納付書を切り離
さないで、このまま納付場所の窓口へご提示ください。

納入義務者	通知書番号

[お問い合わせ先]

様式第21号（第15条関係）

年 月 日

丸亀市長 宛

市営住宅
入居者 印

市営住宅家賃等減免・徴収猶予申請書

次の理由により市営住宅の家賃減免の徴収猶予を受けたいので申請します。

家賃又は敷金の額	家賃	月 円（ 年 月分まで完納）			
	敷金	円			
減免又は徴収猶予の期間	年 月 日から 年 月 日まで				
世帯状況					
氏名	個人番号	生年月日	職業（勤務先）	年間所得金額	備考
申請理由					
民生委員、自治会長等の意見					
氏名 印					

様式第22号（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

丸亀市長 印

市営住宅家賃等減免・徴収猶予決定通知書

年 月 日付で申請のあった家賃（敷金）の減免・徴収猶予について

は、次のとおり決定したので通知します。

記

1 次のとおり承認します。

現在の家賃 （又は敷金）	円	承認後の家賃 （又は敷金）	円
減免・徴収 猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで		
条 件	次の場合は必ず届け出ること (1) 生活保護法により新たに住宅扶助を受けるようになったとき。 (2) 入居世帯員に増減があったとき。 (3) 入居世帯員の収入に増減があったとき (4) 家賃（又は敷金）の減免（徴収猶予）を必要としなくなったとき。 これらの届出を怠った場合は、この決定を取り消すことがあります。		

2 審査の結果、承認できません。

理由

様式第23号（第21条関係）

年 月 日

丸亀市長 宛

市営住宅

入居者

㊞

個人番号

市営住宅家賃等減免・徴収猶予状況変更届

次のとおり家賃等の減免又は徴収猶予の状況に変更があったので届け出ます。

記

理 由	1 入居世帯員に増減があった。 2 入居世帯員の収入に増減があった。 該当者及び個人番号 () 3 その他減免又は徴収猶予を必要とする理由に変更があった。 ()
具体的内容	

様式第24号（第23条関係）

年 月 日

丸亀市長 様

市営住宅
入居者

㊟

市 営 住 宅 一 時 不 在 届

次のとおり市営住宅を一時不在にしますので届け出ます。

記

不 在 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
不 在 の 理 由	
連 絡 先	
市 営 住 宅 管 理 人	氏 名 ㊟

様式第25号（第24条関係）

年 月 日

丸亀市長 様

市営住宅
入居者

㊞

市営住宅一部用途変更承認申請書

次のとおり市営住宅の一部を用途変更したいので申請します。

記

箇 所	
用 途	
理 由	

様式第26号（第24条関係）

第 号
年 月 日

様

丸亀市長 印

市営住宅一部用途変更承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった市営住宅の一部用途変更について、次のとおり決定したので通知します。

記

1 次のとおり承認します。

箇 所	
用 途	

2 審査の結果、承認できません。

理由

様式第27号（第25条関係）

年 月 日

丸亀市長 様

市営住宅
入居者

印

市営住宅増築等承認申請書

次のとおり市営住宅の _____ を施工したいので、図面を添付のうえ申請します。

承認されたうへは、次の条項を厳守します。

- 1 撤去等の市の指示には直ちに従います。
- 2 市営住宅を明け渡すときは原状に回復します。
- 3 その他市には一切迷惑をかけません。

記

増築等の箇所	面積	用途	構造	見積価格	増築等の理由

様式第28号(第25条関係)

第 号
年 月 日

様

丸亀市長 印

市営住宅増築等承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった増築等について、次のとおり決定したので通知します。

1 次のとおり承認します。

用途	
面積	
構造	
特記事項	<ul style="list-style-type: none">申請書及び添付書類が事実と相違するときは、市の指示に従うこと。撤去等の市の指示には直ちに従うこと。市営住宅を明け渡すときは原状に回復すること。その他市には一切迷惑をかけること。

2 審査の結果、承認できません。

理由

様式第 29 号 (第 26 条関係)

第 号
年 月 日

様

丸亀市長

印

市営住宅収入超過者認定通知書

あなたを丸亀市市営住宅設置及び管理条例第29条第1項の規定により収入超過者として認定したので通知します。

したがって、同条例第30条の規定により、市営住宅を明け渡す努力義務が発生します。

記

認定の基礎となる金額				摘要
続柄	入居(同居)者氏名	年間総所得額	控除金額	
合 計				

年間総所得額合計－控除金額合計	収入月額	収入分位

家賃月額	適用開始年月	市営住宅明渡努力義務発生日
		年 月 日

(公営住宅以外用)

第 号
年 月 日

様

丸亀市長 印

市営住宅収入超過者認定通知書 (公営住宅以外用)

あなたを丸亀市市営住宅設置及び管理条例第29条第1項の規定により、収入超過者として認定したので通知します。

したがって、同条例第30条の規定により、 年 月 日から市営住宅を明け渡す努力義務が発生します。

引き続きに入居する場合は、同条例第31条第1項の規定により、割増賃料 (円×) を徴収することになります。

様式第30号(第27条関係)

第 号
年 月 日

様

丸亀市長 印

市営住宅高額所得者認定通知書

あなたの収入の額（同居者の収入を含む。）を算定したところ、丸亀市市営住宅設置及び管理条例第29条第2項に基づき、公営住宅法施行令第9条に規定する高額所得基準（ 円）を2年間引き続き超過していることの認定を行ったので通知します。したがって、あなたは同条例第32条第1項の規定による明渡請求の対象者となります。

記

年度						入居
認定の基礎となる金額						摘要
続柄	入居(同居)者氏名	年度		年度		
		所得額	控除額	所得額	控除額	
合 計						
所得額合計－控除額合計						
収入決定額(月収)						

様式第31号（第29条関係）

年 月 日

丸亀市長 宛

市営住宅
入居者 ⑩
個人番号

市営住宅明渡期限延長申出書

次のとおり市営住宅の明渡しの期限を延長したいので申し出ます。

記

延長後の明渡予定日	年 月 日
期限延長理由	

様式第32号（第32条関係）

年 月 日

丸亀市長 様

市営住宅

入居者

㊞

市 営 住 宅 退 居 届

次のとおり市営住宅を明け渡しますので届け出ます。

記

- 1 退居年月日 年 月 日
- 2 転居先

様式第33号(第33条関係)

第 号
年 月 日

様

丸亀市長 印

市 営 住 宅 明 渡 請 求 通 知 書

丸亀市市営住宅設置及び管理条例第41条第1項の規定により、次のとおり市営住宅の明渡しを請求します。

記

- 1 市営住宅の名称
- 2 明渡期限
- 3 請求の理由

様式第34号(第35条関係)

年 月 日

丸亀市長 様

市営住宅
入居者

㊦

駐 車 場 使 用 許 可 申 請 書

次のとおり駐車場を使用したいので申請します。

記

駐 車 場 の 名 称		
区 画		
自 動 車	車 両 番 号	
	車 名	
使 用 開 始 日		年 月 日

添付書類

- 1 自動車車検証の写し
- 2 その他市長が必要と認める書類

様式第35号(第37条関係)

第 号
年 月 日

様

丸亀市長 印

駐 車 場 使 用 許 可 書

年 月 日付で申請のあった駐車場の使用について、丸亀市市営住宅設置及び管理条例第43条の規定により、裏面記載の条件を付して許可します。

駐 車 区 画 番 号		
使 用 開 始 日	年 月 日	
自 動 車	登録番号又は 車 両 番 号	
	車 名	
	車 両 の 形 式	
	車 台 番 号	
	所 有 者 名	
	使 用 者 名	
駐 車 場 使 用 料		

* 許可書裏面

許可条件

1 禁止行為

使用者は、次に掲げる行為をしてはなりません。

- (1) 使用許可を受けた自動車以外の自動車を駐車すること。
- (2) 駐車区画を第三者に転貸し、又はその使用についての権利を譲渡すること。
- (3) 駐車場内に発火、引火若しくは爆発のおそれのある物品又は他の者の駐車 of 支障となる物品を持ち込むこと。
- (4) 駐車区画の現状を変更し、又はこれに工作物等を設置すること。
- (5) 駐車区画を自動車の駐車以外の用途に変更すること。
- (6) 自動車としての機能の一部又は全部を失った状態にあるものを駐車すること。
- (7) 前各号の掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼす行為をすること。

2 使用許可の取消等

使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用許可を取り消し、その明渡を命じます。

- (1) 不正の行為により使用許可を受けたとき。
- (2) 市営住宅の家賃又は駐車場の使用料を3月以上滞納したとき。
- (3) 駐車場又はその附帯する設備を故意に損傷したとき。
- (4) 正当な理由によらないで、15日以上駐車場を使用しないとき。
- (5) 市営住宅設置及び管理条例第44条に規定する使用者資格を失ったとき
- (6) 前項に掲げる禁止行為を行ったとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が駐車場の管理上必要があると認めるとき。

3 市長の免責

市長は、駐車場内における自動車等の盗難又は損傷、人身事故等が発生したことにより使用者又は第三者が損害を被ることがあっても、その賠償の責めを負いません。

4 使用自動車の変更

市営住宅駐車場を使用する許可を受けた自動車を変更するときは、必ず申し出てください。

様式第 36 号(第 42 条関係)

年 月 日

丸亀市長 様

市営住宅
入居者



車 両 変 更 届

次のとおり車両を変更したいので、届け出ます。

記

駐 車 場 の 名 称		
区 画		
新 自 動 車	車 両 番 号	
	車 名	
旧 自 動 車	車 両 番 号	
	車 名	
車 両 変 更 年 月 日		年 月 日

添付書類

- 1 新自動車車検証の写し
- 2 その他市長が必要と認める書類

様式第37号（第42条関係）

年 月 日

丸亀市長 様

市営住宅
入居者

㊟

駐 車 区 画 変 更 申 請 書

次のとおり駐車場の駐車区画を変更したいので申請します。

記

駐 車 場 の 名 称	
新 区 画	
旧 区 画	
区 画 変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 理 由	

様式第38号(第43条関係)

第 号
年 月 日

様

丸亀市長 印

駐車場使用許可取消通知書

あなたの使用している駐車場については、下記に該当するため、丸亀市市営住宅設置及び管理条例第51条第1項の規定により、駐車場の使用を取り消し、その明渡を請求します。

記

駐車場使用許可 取 消 事 由	
駐 車 場 名	
区 画	
車 両 番 号	
取 消 年 月 日	年 月 日

様式第 39 号（第 45 条関係）

年 月 日

丸亀市長 様

市営住宅
入居者



駐 車 場 使 用 廃 止 届

次のとおり駐車場の使用を廃止したいので届け出ます。

記

駐 車 場 の 名 称	
区 画	
車 両 番 号	
廃 止 年 月 日	年 月 日

添付書類

- 1 所有権移転や廃車したことなどがわかるもの
- 2 その他市長が必要と認める書類

様式第40号（第49条関係）

誓 約 書

市営住宅管理人に選任されましたので、丸亀市市営住宅設置及び管理条例の趣旨を守り職務を遂行することを誓約します。

年 月 日

市営住宅

氏 名

印

丸亀市長 様

様式第41号（第52条関係）

（表）

第	号				
			職	名	
			氏	名	
			生	年	月
				日	
市 営 住 宅 立 入 検 査 証					
			丸	亀	市
			長		印
			年	月	日
					発
					行

（裏）

1	本証は、市営住宅の管理に関する調査のため、質問し、又は検査を行う場合には、必ず携帯しなければならない。
2	本証は、関係人にこれを提示しなければならない。
3	本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
4	本証の有効期間は、発行の日から1年とする。